

各位

会社名 株式会社ネクストジェン
代表者名 代表取締役 執行役員 社長 大西 新二
(コード:3842 東証グロース)
問合せ先 取締役 執行役員 管理本部長 上田 豊
(TEL. 03-5793-3230)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式発行（以下、「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2024年7月26日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 50,000株
(3) 発行価額	1株につき 743円
(4) 発行総額	37,150,000円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く） 4名 50,000株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2016年6月23日開催の第15回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。当該決議において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額は年額50,000千円以内、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内としております。また本制度にて、譲渡制限期間を「3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間」としておりましたが、本日開催の第23回定時株主総会において、譲渡制限期間を「割当を受けた日より対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位のいずれの地位からも退任または退職した直後の時点までの期間」とすることにつきご承認をいただいております。対象取締役が退任、退職時まで譲渡制限付株式を保有することにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより一層高め、株主の皆様と価値共有を可能な限り長期間にわたり実現させていくことを目的としております。

本新株発行については、当社の任意の指名報酬委員会における答申を経て、本日開催の取締役会にて決議しております。

3. 本割当契約の概要

本株式にかかる譲渡制限付株式割当契約の主な内容は次のとおりであり、議決権、配当等については、普通株式と同一の内容です。

(1) 譲渡制限期間

本払込期日から、当社又は当社の子会社（以下、「当社グループ」と総称する。）の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任または退職する直後の時点または2025年7月1日の到来時点のいずれか遅い時点までの期間。

(2) 譲渡制限の解除条件

本譲渡制限期間（ただし、本譲渡制限期間中に、対象取締役が当社グループの取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも任期満了又はその他当社が合理的な理由に基づき定める正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合には、本払込期日から当該退任までの期間とする。）中、継続して、当社グループの取締役、執行役、執行役員又は使

用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（ただし、対象取締役が当社の正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点）をもって、当該時点において対象取締役（ただし、対象取締役が死亡により退任した場合は対象取締役の相続人）が保有する本株式の全部についての本譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得事由

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において本譲渡制限が解除されていない本株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然にこれを無償で取得する。

対象取締役が本譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合、その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社はその時点をもって本株式の全部を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等が実施される場合の本株式の取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、組織再編等効力発生日が本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、当社の取締役会の決議により、本払込期日を含む月から当該組織再編等の承認の日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合は1とする。）に、組織再編等の承認日において対象取締役が保有する本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げるものとする。）の本株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

前項に規定する場合には、当社は、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、同日において本譲渡制限が解除されていない本株式の全部を当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本株式の譲渡制限性を保つ為、証券会社に対象取締役名義の譲渡制限付株式専用の口座を設け、譲渡制限が付されていない他の当社株式と分別管理することとし、当社が証券会社に対し本株式の譲渡制限を解除する唯一の指示権を持つこととする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株式発行は、本制度に基づき支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、忝意性を排除した価額とするため、2024年6月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所グロース市場における当社の普通株式の終値である743円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上